

## 児童手当の所得制限について

・認定請求時、及び毎年6月の現況届で、受給者及びその配偶者の前年所得が、所得制限限度額未満であれば、児童手当が支給されます。

※所得制限限度額以上の方は、特例給付として、児童1人あたり一律月額5,000円が支給されます。(児童手当受給者の所得であって、世帯の所得ではありませんのでご注意ください)。

・児童と生計を同じくする父母のうち、受給資格者は、児童の生計を維持する程度の高い方となります。このため、所得制限限度内であっても、受給者の所得額よりも配偶者の所得額の方が高い場合、原則として受給者変更が必要となります。

(単位:万円)

扶養親族等の数	所得制限限度額	給与収入額の目安
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960
4人	774	1002.1
5人	812	1042.1

(注1) 収入額は、所得額に給与所得控除額等相当分を加算した額

(認定の際は、所得制限限度額の欄で審査する。)

(注2) 扶養親族等の数は、税法上の控除対象配偶者および扶養親族(施設入所児童を除く。以下「扶養親族等」という)並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいう。

(注3) 扶養親族等の数が6人以上の場合は、1人増えるごとに限度額に38万円を加算。

(注4) 扶養親族等の中に、所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族のあるときは、1人につき、限度額に44万円を加算する。

(注5) 所得の算出にあたり、社会保険料相当額として、一律、8万円を控除する。

(注6) 医療費控除、障害者控除などを受けたときは、所得から控除できる。